

広域連携調査特別委員会

資料

(平成21年10月9日)

	ページ
1 関西広域連合（仮称）への参加の検討について ······	1
・関西広域連合（仮称）で処理する事務の内容（案）	
・関西広域連合（仮称）に係る分権改革推進本部会議（第5回）の概要	
・関西広域連合（仮称）設立に向けた検討について	
2 ヘリコプターを活用した救命救急体制の充実について ······	7
3 関西広域連合（仮称）に係る参考資料 ······	8
・関西広域連合の概要	
・関西広域連合（仮称）の検討の経緯	
・関西広域連合の設立（仮称）の設立の趣旨等	
・関西広域連合（仮称）の設立（案）の概要	
・関西広域連合（仮称）の財政	
・関西広域連合（仮称）に関する当面のスケジュール	

企 画 部

関西広域連合（仮称）への参加の検討について

平成21年10月9日
政策企画総室

関西広域連合（仮称）への参加について、現在、次の内容で検討しているところです。

1 関西広域連合（仮称）の検討の状況

（1）現状

- 関西広域連合（仮称）の設立について、現在、「関西広域機構 分権改革推進本部」において設立案を検討するとともに、その参加について、各府県で検討を進めているところ。
 - ・大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、三重県及び本県がワーキンググループ（作業部会）を構成し、事業内容の具体的な内容、分かりやすいメリット等について検討を進めている。
 - ・奈良県、福井県及び三重県は、関西広域連合設立当初からの参加を見送る旨を明らかにしている。
- 関西広域連合（仮称）で処理する事務の検討案は、3ページの資料のとおり。
- 直近に開催された「関西広域機構 分権改革推進本部 第5回本部会議」（平成21年8月4日）の概要は、4ページの資料のとおり。
- 各府県の検討状況にもよるが、今後開催予定の「関西広域機構 分権改革推進本部 第6回本部会議」において、参加に向けた態度表明を各府県知事に求められることが想定される。

（2）関係府県議会における検討の状況

① 特別委員会を設置して検討している府県

大 阪 府	関西広域連合（仮称）調査特別委員会
京 都 府	「関西広域連合（仮称）」に関する特別委員会
兵 庫 県	広域連合に関する特別委員会
徳 島 県	関西広域連合（仮称）調査特別委員会

② 既存の特別委員会の重点事項として検討している府県

滋 賀 県	地方分権・行財政対策特別委員会
和 歌 山 県	行政改革・基本計画等に関する特別委員会

③ 常任委員会で検討している府県

- ・奈良県、福井県及び三重県

2 参加に対する本県（執行部）の考え方

（1）基本的な考え方

参加に際しては、「二重行政にならないこと」と「費用対効果の面から見て、加入することに経費メリットがあること」が前提。

(2) 参加検討分野

現段階では、ドクターヘリ及び広域観光の2分野について参加を検討しているところ。

その他の分野（広域防災、広域産業振興、広域環境保全、資格試験・免許及び広域職員研修）については、実施予定の事業の内容を検討し、本県にとってメリットがあるものについて、参加に向けた検討を行いたい。

① ドクターヘリ

- 兵庫県・京都府・鳥取県の3府県共同によるドクターヘリの導入について、関西広域連合（仮称）の事業として検討中。
- 運営経費は、総額で年額170百万円程度、経費負担は出動回数割を想定。
※ 本県の県費負担は、年額10～15百万円程度（鳥取県単独で導入する場合は、年額170百万円（国補1/2））
- 参加理由
県民の生命に係る課題であり、緊急時対応として必要であるが、単県での整備は多額の経費を要する。関西広域連合（仮称）に参加すれば経費的なメリットがある。（兵庫県及び京都府は、関西広域連合（仮称）で実施見込み。）

② 広域観光

- 広域観光ルートの設定や海外へのプロモーション等への参加を検討中。
- 参加理由
ジオパークや北東アジアとの交流等を積極的に活かし本県への誘客を図るために、広域観光ルートの設定や海外への発信が不可欠であり、関西国際空港をもつ関西圏域との連携は、情報発信機能の強化につながるメリットがある。（D B S クルーズフェリー、や米子ソウル国際定期便の活用、山陰周遊ルートの設定、海外からの誘客など、単県でも行うより知名度があり多くの観光客の起点である関西圏域との連携が有効。さらに、国内有数の人口集積地である関西圏域からの誘客も期待できる。）

3 今後のスケジュール（案）と設立手続における各府県議会の法的関与

時 期	会 議 等	内 容
平成21年 11月～12月 (想定)	分権改革推進本部 第6回本部会議	関西広域連合設立(案)の検討・協議
平成22年	各府県議会	規約案の上程 (各府県議会において審議)

関西広域連合(仮称)で処理する事務の内容(案)

事業分野	事務の内容
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域防災計画」の策定 ・相互応援体制の強化 ・広域合同防災訓練の実施 ・防災分野の人材育成 ・救援物資の共同備蓄 ・新型インフルエンザ対策 ・広域防災に関する検討・実施
観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西観光・文化振興計画」の策定 ・広域観光ルートの設定 ・海外観光プロモーションの実施 ・「関西地区地域限定通訳案内士(仮称)」の創設 ・「通訳案内士」(全国)の登録等 ・関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一 ・関西全域を対象にした観光統計調査
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西産業ビジョン」の策定 ・産業クラスターの連携 ・公設試験研究機関の連携 ・合同プロモーション・ビジネスマッチング ・新商品調達認定制度によるベンチャー支援
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西広域救急医療連携計画」の策定 ・ドクターヘリの配置・運航
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域環境保全計画の策定 ・温室効果ガス削減のための共同取組 ・府県を越えた鳥獣保護管理(カワウ対策)
資格試験・免許	<ul style="list-style-type: none"> ・調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ・准看護師に係る試験実施・免許交付等
広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・広域職員合同研修の実施

関西広域連合（仮称）に係る分権改革推進本部会議（第5回）の概要

平成21年8月4日（火）に開催された関西広域連合（仮称）に係る分権改革推進本部会議（第5回）の概要は、次のとおり。

1 開催概要

- (1) 期 日 平成21年8月4日（火）
- (2) 場 所 リーガロイヤルN C B（大阪市北区中之島）
- (3) 出席者 秋山関西広域機構会長、井戸兵庫県知事、西川福井県知事、嘉田滋賀県知事、山田京都府知事、橋下大阪府知事、仁坂和歌山県知事、飯泉徳島県知事、江畠三重県副知事、奥田奈良県副知事、林鳥取県企画部長ほか

2 意見交換の概要

（1）総論

- 府県議会で検討されているが、設立について結論を得る段階に至っていない。
- 府県民・府県議会に説明するためには、関西広域連合（仮称）の事務内容、経費メリットなどについて、わかりやすく示す必要がある。

（2）意見交換において出された主な意見

- 広域連合の事務局は、総務企画業務など集中して実施したほうが良い事務を除き、事務ごとに定めた幹事府県へ事務局を設置する「分散型」にするなど、簡素で効率的な組織体制が基本。
- 広域連合で行う事務の内容及び経費的なメリットの整理が必要。
- 国の地方支分部局からの事務の移譲については、第1・第2フェーズの段階から国に対して姿勢を明確にすることも必要。
- 府県民・府県議会へ広域連合の周知をはかると同時に、具体的な内容について平行して検討。
- 次回の本部会議（12月を予定）で設立案を定め、規約案等はかかるべき時期に足並みをそろえて府県議会へ上程できるよう、各府県が努力。

（3）本県の意見

- 関西広域連合（仮称）への参加を検討するうえでの本県の考え方を整理した「関西広域連合（仮称）設立に向けた検討について」（6ページの資料）に基づき、本県の考え方を主張。

3 申し合わせ等

- 福井県及び奈良県は、広域連合設立当初からの参加には消極的であり、ワーキンググループにも入らない。
- 三重県は、広域連合設立当初からの参加には消極的であるが、ワーキンググループによる検討には加わる。
- 意見交換をふまえ、各府県（三重県は留保）が次のとおり申し合わせた。

分権改革推進本部は、本日、第5回本部会議を開催し、「関西広域連合」（仮称、以下同じ。）の設立について意見交換を行い、関西からこの国のあり方を変えるという志のもと、下記のとおり申し合わせた。

記

- 1 特別委員会を設置するなど、議会との議論が本格化しているので、関係府県により更なる検討・調整を行い、議会との十分な審議を行う中で、早期の規約案の上程に向けた具体的な準備を進める。
- 2 分権改革推進本部は、上記1の進捗状況を踏まえ、次回本部会議において、「関西広域連合設立案」を定めるものとする。

以上
(三重県 留保)

【補足】

- ・広域連合が行う業務内容や経費等について具体的な検討を行うために、2府6県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、三重県、徳島県及び鳥取県）が参加するワーキンググループを設置。

関西広域連合(仮称)設立に向けた検討について

平成21年8月4日
鳥取県

○広域連合と府県行政とで二重行政を生ぜず、効率的で経費メリットが説明できることが必要であることから、関西広域連合が取り組む事務については、メルクマールにのっとり、府県及び政令市を補完する事務に絞り込むとともに、簡素で効率的な組織・事務執行体制とすることが必要。なお、関西広域機構は、関西地方における官民協力モデルとして有効なものであり、事務を絞り込んだ関西広域連合と歩調を合わせて関西地方の発展に寄与する仕組みとすることが必要。

- ◆広域連合の事務は、「補完性の原則」をふまえ、真に広域連合で行うべき事務に限定するとともに、新たな組織の設置を必要最小限とし、簡素で効率的な組織体制とすることが必要。(例えば、各分野の事務執行を参加府県で分担したり、選挙管理委員会などの行政委員会を府県の行政委員会と併任とするなど)
- ◆さらに、国の地方支分部局からの移譲事務においても、広範な事務を広域連合で行うではなく、府県民サービスの向上と効率性の視点から、府県及び政令市が移譲を受けて直接実施すべき事務(例えば国道・河川の管理等)と広域連合が移譲を受けて実施すべき事務とを整理することが必要。

○上記の視点から、関西広域連合の予算についても極力縮小を図るとともに、分賦金の算定方式には人口規模や参加事業を反映した方式とすることが必要。

- ◆関西広域連合に参加する各府県は、分賦金について各府県民及び府県議会に対する説明責任を負っており、最少の経費で最大の効果が上がるよう、効率的かつ適正な予算を編成することが必要。
- ◆また、事業費はもとより、総務費及び人件費等の算定に当たっては、例えば取り組む事業費の額や人口規模等を考慮するなど、部分参加や参加団体の規模を考慮した分賦金の算定方法とすることが必要。

○広域連合参加には、府県議会、住民の理解が不可欠であることから、スケジュール前提での議論ではなく、各府県の検討状況をふまえ、関西広域連合の設立に向けて柔軟に対応することが必要。

- ◆広域連合への参加に当たっては、二重行政を生じないことや費用対効果などのメリットについて、県民や議会の理解を十分に得ることが必要。については、参加を検討している府県が、各府県民及び府県議会の理解を得るために必要な時間が確保できるよう、スケジュールありきではなく、柔軟な対応が必要。

ヘリコプターを活用した救命救急体制の充実について

平成21年10月9日
政策企画総室
医療政策課
防災チーム

- 兵庫県・京都府・鳥取県の3府県共同によるドクターヘリの導入について、関西広域連合の事業として検討し、協議を進めている。
- 3府県共同のドクターヘリは、豊岡病院を基地病院として鳥取県全域を対象に運航することとしている。
- 3府県共同のドクターヘリが西部圏域に到達するには、時間が多くかかる面があり、医療機器を装備した消防防災ヘリに医療チームが搭乗するドクターヘリ的活用を併せた体制も検討する。

⇒ 従来に増して救命救急体制に重層的なセーフティネットが張られるものと期待。

1 3府県共同のドクターヘリの運航について

- (1) 運航計画 平成22年4月
- (2) 基地病院 公立豊岡病院組合立豊岡病院
 - 所在地：兵庫県豊岡市戸牧1094番地
 - 病床数 500床
 - 常勤医師数 105人
 - 救命救急センター、災害拠点病院
- (3) 搬送する病院 ドクターヘリの基地病院、他府県の搬送可能な病院
- (4) 運航経費 鳥取県負担分：年額10～15百万円（交渉中）
※ 鳥取県単独で導入する場合の県負担分85百万円

※ドクターヘリとは、

- ・医師が搭乗して傷病者のいる現場に行き、ヘリに装備した機器等を用いて、必要な治療を行いつつ、傷病者を医療機関へ搬送。
- ・搭乗医師は、ヘリを配備している医療機関に常駐
- ・機内には、救急に必要な機器を装備及び医薬品を搭載
 - ストレッチャー、酸素ボンベ、人工呼吸器、除細動器、吸引器、医薬品など

2 消防防災ヘリのドクターヘリ的活用について

- (1) 開始時期 平成22年度早期
- (2) 搭乗医師 鳥取大学医学部附属病院救急災害科（救命救急センター）医師
- (3) 医療機材等 必要な医療機材等を順次整備する。

3 今後のスケジュール

平成21年10月 ～ 22年 1月 2～3月 4月 1日	(3府県共同ドクターヘリ) 関係機関との調整会議 ランデブーポイント(離着陸場) の現地調査 消防機関との連携訓練 運航開始(予定)	(消防防災ヘリ) 鳥大及び消防機関との連絡調整 医療機器等の整備の検討 消防機関との調整 本格的なドクターヘリ的活用開始(平成22年度早期)
--	---	--

広域連合の概要

広域連合

○地方自治法に基づく執行機関と議会を有する「特別地方公共団体」

※ 特別地方公共団体の中の地方公共団体の組合」の一つ

広域連合の特色

1 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応

- 全構成団体が同一の事務を持ち寄り処理（一部事務組合と同じ点）
- 各構成団体が異なる事務を持ち寄り処理（一部事務組合と異なる点）

2 広域的な調整を実施しやすい仕組み

- 広域連合が作成すべき「広域計画」には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、構成団体の事務についても盛り込むことが可能。
- 構成団体の事務処理が広域計画の実施に支障がある場合等には、必要な措置を講ずるよう勧告も可能。

3 権限委譲の受け皿

- 直接国から権限委譲を受けることが可能。
- 広域連合長は、広域連合の事務に密接に関連する国の事務の一部を、広域連合が処理することとするよう要請することが可能。

4 議会の設置等

- 広域連合の長と議員は、いわゆる充て職ではなく、直接又は間接の選挙により選出。

構成団体議会の議決を要する事項

1 広域連合の規約を定め、広域連合を設置しようとするとき

2 広域連合の組織・事務・規約の変更等をしようとするとき

構成団体の増減、処理する事務の変更、規約の変更、事務所の位置の変更
経費の支弁の方法の変更

3 広域連合を解散しようとするとき

4 広域連合の財産処分をおこなうとき

広域連合の規約

- 広域連合の名称
- 広域連合を組織する地方公共団体
- 広域連合の区域
- 広域連合の処理する事務
- 広域連合の作成する広域計画の項目
- 広域連合の事務所の位置
- 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- 広域連合の経費の支弁の方法

関西広域連合(仮称)の検討の経緯

年月日	事 項	検討の内容	構成団体
H15.7.3 (H17.1.11 まで)	「関西分権改革研究会」の設置	《提案》 ◆府県を越える広域自治組織の具体案の一つとして「広域連合」の発足 ◆産官学が一体となった分権改革を検討する委員会の設置	9府県の副知事 3政令市の助役・副市长、経済団体の委員長等11名、学者7名
H17.4.1 (H18.6.30 まで)	「関西分権改革推進委員会」の設置	《提案》 ◆関西広域連合の事務に関する基本的な考え方 ◆関西広域連合の設置の可否を検討する新しい組織の設置	9府県の副知事、3政令市の助役・副市长、経済団体の委員長等11名、学者7名
H18.7.1 (H19.6.30 まで)	「関西分権改革推進協議会」の設置	《申し合わせ》 ◆広域自治組織のあり方について早急に結論を得るよう努力する ◆既存広域連携組織を整理統合し「関西広域機構」を設立 ◆分権改革を検討する「分権改革推進本部」の設置	9府県知事 4政令市長 経済団体トップ8名
H19.7.1 「関西広域機構」の設立に伴い、「分権改革推進本部」が設置			
H19.10.22	第1回本部会議	《申し合わせ》 ◆「関西広域連合(仮称)」設置、広域連合案の検討	9府県知事 4政令市長 経済団体トップ8名
H20.3.27	第2回本部会議	◆「関西広域連合(仮称)最終骨格案」の取りまとめ ◆次回本部会議において「関西広域連合(仮称)」の設置に関する基本合意	KU会長
H20.7.30	第3回本部会議	◆「関西広域連合(仮称)」の具体的準備への移行 ◆できるだけ早い時期の設立を目指した議会との協議	
H20.7.30 烏取県が関西広域機構に加入			
H21.3.26	第4回本部会議	◆2009年中の「関西広域連合(仮称)」の設立を目指す ◆議会に対する協議を行い基本的な理解を得るよう努める	・奈良県・福井県 ⇒当初からの加入には消極的
H21.8.4	第5回本部会議 (別添資料1、2)	◆議会と十分な審議を行うなど「関西広域連合(仮称)」設立の規約案の上程に向けて具体的な準備を進める ◆次回本部会議で「関西広域連合設立案」を定めること	・三重県 ⇒当初からの加入には消極的であるが、具体的な検討には引き続き参加

関西広域連合(仮称)の設立の趣旨等

～「関西広域連合(仮称)設立(案)」から～

設立のねらい

- 1 中央集権体制と東京一極集中を打破し、地方分権改革の突破口を開く。
- 2 関西全体の広域行政を担う責任主体を創出する。
- 3 国の地方支分部局の事務の受け皿づくり。

基本方針

- 1 早期に実施可能な事務から取り組み、まず一步を踏み出す。
- 2 住民生活に直結する事務から取り組み、生活者重視の運営。
- 3 早期設立と全団体参加の道筋として柔軟な参加形態。
(広域連合設立後の新規参加、事務毎の部分参加及び段階的な拡充など)
- 4 既存の組織を活用した簡素で効率的な執行体制。
- 5 実施する事務を順次拡大し、成長する広域連合。
- 6 官民連携の蓄積を生かし、これまでの広域連携の取組を発展。

広域連合の意義

(1) 関西全体の広域行政の責任主体

関西広域連合は、既存の広域連携の取組とは異なり、執行機関と議会を有する特別地方公共団体として、関西全体の広域行政の明確な責任主体となる。

(2) 関西から地方分権を国に対して迫る

広域連合は国の事務・事業に関する権限について直接移譲を受けることができるほか、国の事務の一部を広域連合が処理するよう要請することができるため、地方発の分権改革のモデルとなる。

(3) 住民監視のもとで効率的な事業の展開

議会の監視機能が及びにくい国の地方支分部局から権限・事務の移譲を受けて関西広域連合が一元的に事務を担うことにより、広域連合議会の監視のもとで効率的な事業推進が可能。

道州制との関係

◎現状の東京一極集中構造の危うさを早急に是正するためには、地方分権改革を直ちに進め、多極分散型の構造への転換が必要。

◎このためには、上からの改革である道州制をただ待つのではなく、地方からの改革が必要。

◎道州制については、現在、政府、政党等において様々な議論がなされているが、関西広域連合の取組が将来の道州制導入のステップになるか、あるいは道州制に代わる分権型広域行政システムとなるのか、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで関西自らが評価し、将来の関西のあり方を検討していく。

関西広域連合(仮称)の設立(案)の概要

●名称：関西広域連合(仮称)

●構成団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県、(三重県)

●区域：構成団体の区域

●処理する事務(設立当初)

広域防災に関する事務

- ◆広域防災計画の策定
- ◆相互応援体制の推進
- ◆広域合同防災訓練の実施
- ◆防災分野の人材育成
- ◆救援物資・資材の備蓄
- ◆新型インフルエンザ対策
- ◆広域防災にかかる検討・実施

広域観光・文化振興に関する事務

- ◆広域観光・文化振興計画の策定
- ◆広域観光ルートの設定
- ◆外国人観光客の来訪の促進
- ◆通訳案内士の登録事務
- ◆関西地区地域限定通訳案内士に係る試験等に関する事務
- ◆観光案内表示の基準統一
- ◆観光に係る統計調査

広域産業振興に関する事務

- ◆広域産業ビジョンの策定
- ◆産業クラスターの連携
- ◆公設試験研究機関の連携推進
- ◆地域資源を活用した新商品等の紹介・宣伝に関する事務
- ◆新商品調達認定制度によるベンチャースポーツ支援

広域医療に関する事務

- ◆救急医療連携に係る計画の策定
- ◆ドクターヘリの配置・運航

広域環境保全に関する事務

- ◆広域環境保全計画の策定
- ◆温室効果ガス削減の取組
- ◆カワウの保護管理

資格試験・免許に関する事務

- ◆調理師及び製菓衛生師に係る事務
- ◆准看護師に係る事務

広域職員研修に関する事務

- ◆広域職員合同研修の実施

● 広域計画の項目

- 広域連合が処理する事務に関する事務に連して広域連合及び構成団体が行う事務
- 広域計画の期間
- 広域計画の改訂に関する事務

● 事務所の位置

- 総務企画部門 — 広域連合本部事務局に設置
- 各事業部門 — 事業分野毎に決めた担当知事(府県)に、各事業事の事務局を設置(職員は兼務)

関西広域連合(仮称)の設立(案)の概要

● 組織

《基本的な考え方》

- ①合議による組織運営 - 広域連合委員会の設置
- ②官民連携のしくみの活用 - 広域連合協議会の設置
- ③簡素で効率的な事務局組織
 - ・総務企画部門 - 広域連合本部事務局に設置
 - ・各事業部門 - 担当委員を補佐する事務局を各府県に設置
当該府県職員が広域連合職員を兼務

◆広域連合委員会

広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するに当たり、構成団体の多様な意見を反映させるため、広域連合の運営責任を負う各構成団体の長で構成する

◆広域連合協議会

広域連合の事務と相互に関連する事務事業を行う府県・政令市等の機関や地域団体・経済団体等の代表者、学識経験者等による広域連合協議会を設置し、広域連合の実施事業等はもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について協議する

◆選挙管理委員会

普通地方公共団体と同様の直接請求制度が設けられているため、直接選挙の実施の有無に関わらず、選挙管理委員会を設置

◆監査委員

普通地方公共団体と同様の監査事務を求められており、監査委員を設置

◆公平委員会

職員の権利・利益を保護し、その身分を保障するために設置

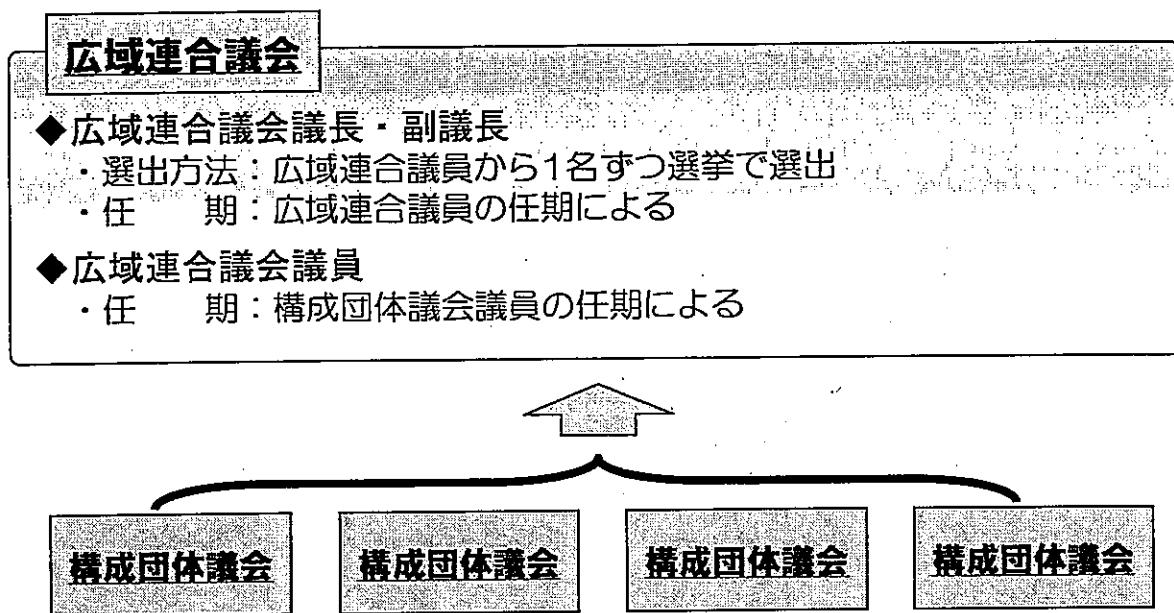
【本県の主張】

平成21年8月4日に開催された関西広域機構分権改革推進本部会議(第5回)において、行政委員会等は府県の行政委員会と併任するなどにより簡素で効率的な組織体制とするよう、主張したところ。

関西広域連合(仮称)の設立(案)の概要

● 広域連合の議会

- ・定数：(未定)⇒均等、人口に応じた配分等の方法を検討中
- ・構成：構成団体の議会の議員から選出



関西広域連合(仮称)設立(案)～広域連合議会部分抜粋～

連合議会の具体的な組織・運営については、概ね以下の方向で検討を行い、今後、参加予定団体の議会の意見等を踏まえ、最終的な制度設計を行う。

ア 議員の選出方法

- ・構成団体の議会において、構成団体の議員から選挙することを基本に検討

イ 議員定数

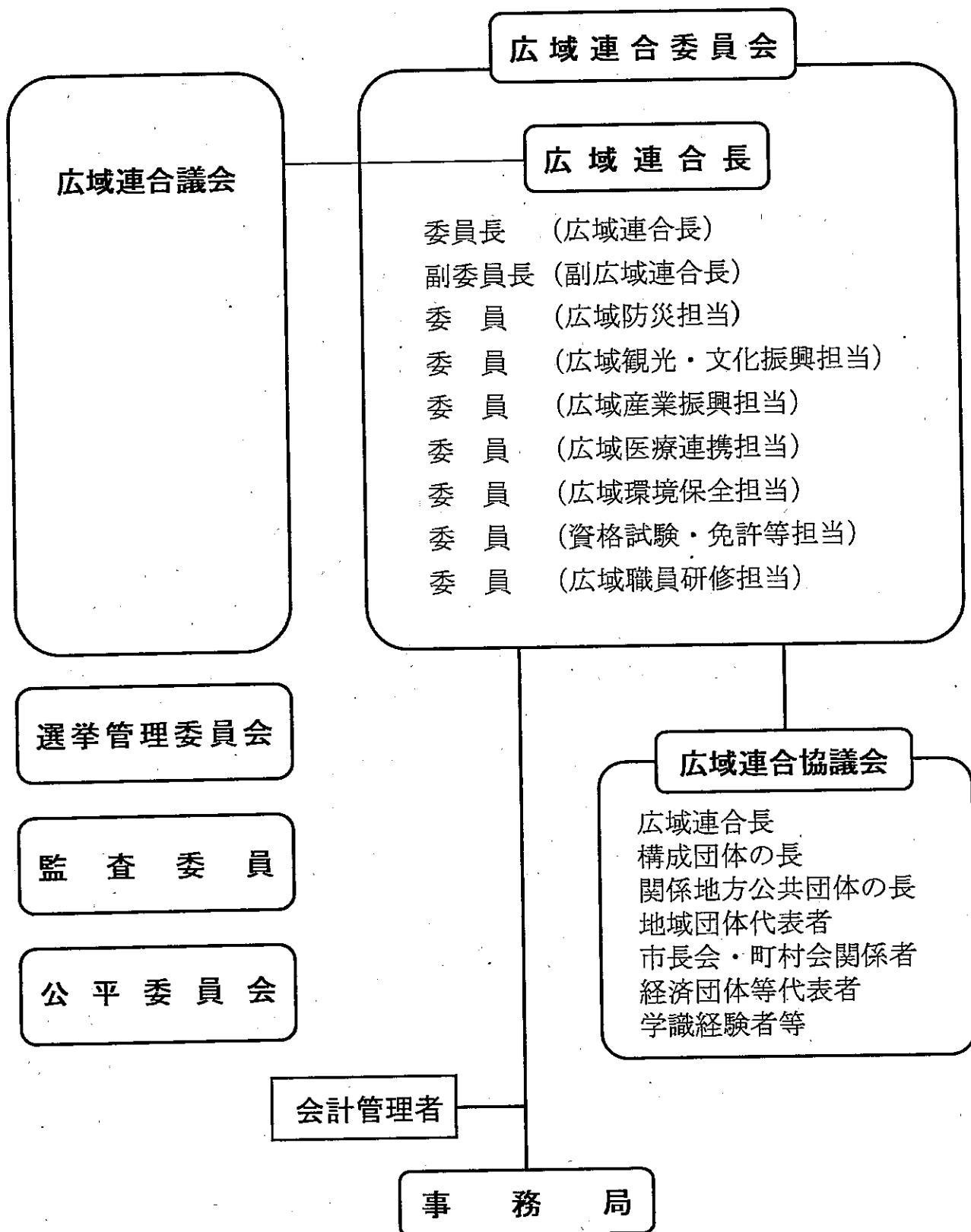
- ・将来的に事務の拡充や参加団体の増加が見込まれることから、設立当初は簡素で効率的な必要最小限の体制とし、事務の拡充にあわせて増員を検討
- ・構成団体ごとの定数については、均等に配分する方法や人口に応じて配分する方法等が考えられる

ウ 常任委員会等

- ・設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、その必要性を検討

関西広域連合(仮称)の設立(案)の概要

◆組織の全体イメージ



関西広域連合(仮称)の財政

● 基本的考え方

- ・広域連合の運営に要する経費は、構成団体からの分賦金によるものとする。
- ・他団体との連携により実施する事業については、別途協議により負担方法を決定する。

◆ 関西広域連合の予算 ※関西広域機構で試算した額（現在精査中）

(百万円)

年 度	22年度	23年度	24年度
総務費	70	49	40
事業費	広域防災	2	15
	広域観光・文化振興	16	17
	広域産業振興	12	31
	広域医療連携(ドクヘリ含む)	172	171
	広域環境保全	43	68
	資格試験・免許等	4	10
	広域職員研修	2	2
合 計	321	363	395

※予算案には、事務局体制が未確定であり人件費は計上していない。

関西広域連合(仮称)に関する当面のスケジュール

実施事務等の検討

◎第5回本部会議の申し合せに基づき、さらに具体的な内容を検討。

【主な検討項目】事務内容の具体化、組織・人員体制、予算、分賦金等

【検討体制】事業分野毎に決めた担当府県が中心となって検討

分野	担当府県	分野	担当府県
総務企画	関西広域機構	医療連携	徳島県
防災	兵庫県	環境保全	滋賀県
観光・文化振興	京都府	資格試験	大阪府
産業振興	大阪府	研修	和歌山県

10月中旬

全体の調整

◎担当府県・関西広域機構で検討した案について、各府県間の意見を元に全体を調整。

【本県の対応】

◎事務内容の具体化、組織・人員体制、予算、分賦金等の検討に際しては、第5回本部会議で示した鳥取県の考え方を取り入れていくよう、要請していく。

◎県民の皆さんに対しては、県議会での議論と並行して、市町村や関係する分野の方々と意見交換などを行う。